

公立大学法人横浜市立大学金沢八景キャンパス自転車構内通行要綱

制定 平成 21 年 12 月 10 日
最近改正 令和 4 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市立大学（以下「大学」という。）の金沢八景キャンパス構内（以下「構内」という。）の放置自転車をなくし構内環境を保持するために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、自転車は道路交通法に規定する自転車（バッテリー付きを含む。）をいう。

(入構規制)

第 3 条 構内に入構できる自転車は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定例的に入構する電子申請登録をした自転車
- (2) 臨時に入構する自転車

(入構許可の申請)

第 4 条 前条第 1 号に該当する自転車を運転する者は、あらかじめ YCU-board 上のリンク「自転車入構申請（八景キャンパス）」に必要事項を入力し、登録しなければならない。

2 YCU-board の利用が出来ない者は、「自転車入構許可申請書（第 1 号様式）」を提出し、施設担当が代行して登録する。

(有効期限)

第 5 条 自転車入構申請の有効期限は、構内での自転車使用が必要と認められる範囲で定めるものとする。

(駐輪規制)

第 6 条 自転車は構内の指定駐輪場に駐輪しなければならない。指定駐輪場以外に駐輪した場合及び登録のない自転車は大学が移動することができる。

(所有権の放棄)

第 7 条 自転車を構内の同一場所に放置し、警告書を貼られてから 1 カ月以上移動しない場合は、当該自転車の所有権を放棄したものとし大学において処分することができる。

(雑則)

第 8 条 自転車構内通行に関する事務は、総務課施設担当において行う。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。